

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	3	Ⅱ							入札説明書の位置付け	“入札説明書等と先に本市が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定を優先するものとする。”とありますが、入札説明書等と「実施方針への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がない場合は、「実施方針への質問・意見に対する回答」がそのまま適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書・入札説明書の別添資料・入札説明書等に関する質問への回答は、契約事項として適用します。実施方針等・実施方針等に対する質問への回答・実施方針等に対する意見への回答は、契約事項として適用しません。
2	要求水準書 設計・建設業務編	1. 1. 3	第1章	第1節	9	(1)				現場管理開始	“既存施設は、令和8年4月から9月末の6か月間で、(中略)「工場閉鎖業務」を本市にて実施する。同業務に係る作業人員が現場に出入りすることも考慮して、適切に現場管理を行うこと。”とありますが、1. 12. 6頁 第12節 4. (14) 作業日及び作業時間では、“休日(は、(中略)原則として週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇とし、作業日はこれを除く日とする。”とあります。 当社の休業日に実施される、貴市の工場閉鎖業務の作業日については、貴市で管理いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書 設計・建設業務編	1. 1. 4	第1章	第1節	9	(2)				竣工	本工期内における工程例では、閉鎖業務(貴市)完了後に既存設備の除染工事着手となっています。 除染工事着手が可能な状況(計画、申請等が完了)であれば、閉鎖業務完了前から着手できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、閉鎖業務は9月末に全作業が完了する予定です。一部のエリアでこれよりも前に除染工事に着手しようとする場合は、本市の承諾を得て進めるようにして下さい。
4	要求水準書 設計・建設業務編	1. 1. 4	第1章	第1節	9	(2)				竣工	今回のリニューアル整備は、廃棄物処理法上の届出としては、新設工事と同様で「設置届」になるのでしょうか。それとも、既存施設からの変更として「変更届」になるのでしょうか。	届出先の所管課(千葉市産業廃棄物指導課)に「変更届」として取り扱うことを確認済みです。
5	要求水準書 設計・建設業務編	1. 1. 4	第1章	第1節	9	(2)				竣工	廃棄物処理法上の届出はいつ頃提出する必要があるかご教示願います。	新設工事の着工前に提出する必要があります。届出書には設計図書類を添付する必要があることから、令和9年度の夏～秋頃を想定しています。
6	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 1	第1章	第2節	1	(1)				公称能力	先に公表された要求水準書(案)には、“焼却炉の年間運転日数は280日として設計すること。”との記載がありましたが、今回公表された要求水準書ではこの記載がなくなっています。 一方、運営・維持管理業務編_添付資料8 計画ごみ処理量(3)令和13年度各炉稼働計画(例)では“各炉が全て定格運転(150t/日運転)する前提で作成している。”とあり、各炉の稼働日数は241～243～251日となっています。 また、同(1)計画ごみ処理量 では、R13年度以降で漸減し、R32年度はR13年度比で92.5%まで減少する計画となっています。 各炉の年度ごとの稼働計画や各炉ごとの処理負荷設定については、これらの条件を踏まえて事業者提案としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 各年度における各炉の稼働計画や処理負荷設定については、要求水準書_運営維持管理業務編「添付資料2 事業実施計画書の内容」に記載している「2. 運転維持管理計画書②運転計画」にて提示していただくように考えております。 なお、定格運転(150 t/日)は必須ではありませんが、ごみビットでは災害時の廃棄物受入れ容量を常に確保できるように検討して下さい。
7	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 2	第1章	第2節	7	(2)	オ			余熱利用設備	余熱利用として場内給湯がありますが、使い勝手やエネルギー効率等を考慮して個別給湯方式を併用するといった事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
8	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 9	第1章	第2節	13	(2)				防火対策	“ごみピット火災発生時の緊急対応用排煙機能として、(中略)過度な費用負担にならない仕様”と記載がありますが、目的はピット内火災があった場合の煙排出の為に考えてよろしいでしょうか。また、煙排出速度については特に制限が無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書 設計・建設業務編 -(案)-	1. 2. 9	第1章	第2節	14	(1)				高潮対策の重要設備について	重要設備とは具体的に何を指すのか示してください。例えばコンセントなども重要設備になるのでしょうか。	環境省の「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」に示されている重要機器を参考にして下さい。
10	要求水準書 設計・建設業務編	1. 6. 5	第1章	第6節	3	(2)	11			引渡性能試験方法 ガス温度等	備考欄に“測定開始前に、計器の校正を本市立会いのもとに行う。”とありますが、製造メーカーの校正証明書を提示することに代えさせていただいてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(校正証明書の提示も可とします。)
11	要求水準書 設計・建設業務編	1. 7. 1	第1章	第7節	2	(2)				建築工事関係	“防水工事の契約不適合責任期間は[10]年とし、”とありますが、シーリング材及びケイ酸質系の塗膜防水等はメーカー保証が5年以下となりますので、防水工事の保証期間に関しては別途協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
12	要求水準書 設計・建設業務編	1. 7. 1	第1章	第7節						契約不適合責任	“設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。”とありますが、既存施設の建築物は既存不適格建築物として活用することから、事業者の責任対象適用外とし、既存部分で破損及び故障等が発生した場合については、個別に協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書及びその添付資料のとおりとします。(要求水準書及びその添付資料で示されていないものについては協議に応じます。)
13	要求水準書 設計・建設業務編	1. 7. 2	第1章	第7節	5	(2)				契約不適合	種類・品質に関する契約不適合について契約不適合責任期間は10年と定められていますが、2 施工の契約不適合責任の定め通り、設計及び防水工事を除いた、プラント工事及び建設工事の施工並びにこれらに用いられる機器や資材についての契約不適合責任期間は3年であると理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 設計・建設業務編	1. 7. 2	第1章	第7節	5	(2)				契約不適合	“その事実を知った日を起算日として、本市は5年以内に建設事業者に対して契約不適合に関する請求を行うことができる。”とありますが、民法上の消滅時効を否定する意図はないと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書 設計・建設業務編	1. 8. 2	第1章	第8節	3	(2)				外部余熱利用施設 への蒸気及び復水管路 並びに電力ケーブル の更新工事	外部余熱利用施設への蒸気及び復水管路並びに電力ケーブルの更新工事について、更新工事の施工箇所は建設事業者の任意の期間で占有可能と考えてよろしいでしょうか。	占有は可能ですが、その時期や期間については協議によるものとします。
16	要求水準書 設計・建設業務編	1. 8. 2	第1章	第8節	3	(2)				外部余熱利用施設 への蒸気及び復水管路 並びに電力ケーブル の更新工事	外部余熱利用施設の敷地内の工事を行う際に、施設利用者の駐車場の利用範囲等について、貴市で利用制限をしていただけと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 3	第1章	第12節	1					仕様書について	仕様書の記載がありますが、入札時点の最新版が適用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
18	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 8	第1章	第12節	8				工場閉鎖業務期間	“既存施設は、令和8年4月から8月末の5か月間”と記載がありますが、同章第1節9(1)では“既存施設は、令和8年4月から9月末の6か月間”となっております。どちらを正として考えればよろしいでしょうか。	「令和8年4月から9月末の6か月間」が正です。
19	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 8	第1章	第12節	12				旧熔融スラグ ストックヤード用地 の管理	“同用地内の電気、上下水道料金を負担すること。”とありますが、直近の具体的なご負担額をご教示願います。	旧熔融スラグストックヤードの電気や上水は、工場棟とは別系統での契約となっており、負担額はそれぞれ、おおよそ以下のとおりです。 ・上水：約 2,000円/月（口径13A） ・電気：約 1,500円/月（従量電灯B 60A）
20	要求水準書 設計・建設業務編	2. 3. 2	第2章	第3節	3	(4)	ア	(ア)	設計基準	“ア 次の説明書を提出すること。(ア) 自動燃焼システム”とありますが、本説明書の提出時期は、1 ごみ投入ホッパ・シュート、6 焼却炉本体 と同様、実施設計時と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書 設計・建設業務編	2. 5. 7	第2章	第5節	4-1	(5)	ア		設計基準	“ア 除去性能曲線を明記のこと。”とありますが、明記する時期は、1 ごみ投入ホッパ・シュート、6 焼却炉本体 と同様、実施設計時と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書 設計・建設業務編	2. 6. 4	第2章	第6節	3	(2)			場外施設への電力 供給ケーブル・ 熱供給配管	“配管ピットは必要に応じて補修”とありますが、実施設計時の調査により必要が生じた場合は、追加となる費用を協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
23	要求水準書 設計・建設業務編	2. 6. 4	第2章	第6節	3	(2)			場外施設への電力 供給ケーブル・ 熱供給配管	余熱利用施設への蒸気供給配管については、地下埋設をせず、すべて地上露出配管で計画してもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。 ただし、露出配管範囲については、施設運用上の動線に問題が無いように計画して下さい。
24	要求水準書 設計・建設業務編	2. 7. 1	第2章	第7節	2				二次燃焼用送風機	3基更新とのこと指定ですが、二次空気を押込送風機から供給し、二次燃焼用送風機を設置しない事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。 なお、実施設計時には、必要な性能を満足できることやその仕様のメリットについて説明するようにして下さい。
25	要求水準書 設計・建設業務編	2. 7. 5	第2章	第7節	7				煙突 外筒	外筒のクラック補修はUカットシール工法などの採用を考えています。 但し、構造規定に係る建築基準法上の 新求測及 が発生しない範囲での改修が前提となり、構造クラックの手直しはできないため、補修後もクラックが比較的早期に再発する可能性がありますことをご承知おきください。	要求水準書のとおりとします。 なお、構造クラックも補修対象です。補修後の再発については承知しました。
26	要求水準書 設計・建設業務編	2. 9. 3	第2章	第9節	4-1	(5)	イ		機器冷却水冷却塔 設計基準	“ミストが発生しない構造とすること。”とありますが、既設の機器冷却水冷却塔と同様、一般的に採用されている開放式としてよろしいでしょうか。	開放式を採用しても良いですが、白煙防止対応等には配慮することとして下さい。
27	要求水準書 設計・建設業務編	2. 9. 3	第2章	第9節	5	(1)			配管材料 (サポート含む)、 弁類	“生活系統の配管や弁類は、既設の状況を確認した上で改修するものとし、それ以外のプラント系統については更新とする。”とありますが、配管サポート材については、系統にかかわらず、調査の上、更新、改修、補修、撤去・新設のいずれかの対応としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
28	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 1	第2章	第11節						特別高圧ケーブル 引き込み	“特別高圧ケーブルは既存設備で引き込み済みであるが、詳細については電力会社との協議を行うこと”とありますが、電力会社との協議の結果、工事負担金等が生じた場合は貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 4	第2章	第11節	3-2	(1)				高圧配電盤	“2 段積以上とする場合、前後面扉は上下に分割し、各々別個に開閉できるよう計画すること。”とありますが、後面はケーブル接続用に計画しており前面の分割区分とは一致しない為、後面側は分割なしとする事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
30	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 11	第2章	第11節	8-4	(3)				非常用発電設備 設計基準	“非常用発電機の電圧を高圧（6. 6kV）とする場合には、系統電圧回復時の非常用負荷への給電の無停電切換（瞬時切換）を、（中略）母線連絡遮断器によって実施できるよう計画すること。”とありますが、以下理由により、母線連絡遮断器ではなく受電側遮断器（特高変圧器 2 次遮断器）で行う事業者提案としてもよろしいでしょうか。 <理由> ・非常用発電機による1炉起動対応施設の場合、非常用発電機電源は母線全体に給電するため連絡遮断器は設けないこと。 ・蒸気タービン発電機自立運転から系統側へ並列する際の遮断器と統一を図りたいこと。	ご提案に委ねます。 なお、実施設計時には、必要な性能を満足できることやその仕様のメリットについて説明するようにして下さい。
31	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 5	第2章	第12節	3	(3)	ア			I T V 装置 カメラ	“屋外に設置するカメラは、 SUS 製ケース入りとし”とありますが、屋外設置に実績のあるアルミ押出し材、アルミダイキャスト、耐食アルミ板、AES樹脂等のメーカ標準の耐食、耐候材料の使用も可とさせていただけないでしょうか。	ご提案に委ねます。 なお運営開始後は、耐食性や耐候性について問題が無いかな適切な点検を実施し、その結果に応じて、適切な維持管理を行って下さい。
32	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 5	第2章	第12節	3	(3)	イ			I T V 装置 モニタ	“クレーン操作室のモニタは、投入時に対象ホッパが表示されるように、自動切り替えモードを計画すること。”とありますが、クレーン操作室のモニタを4分割表示とし、ごみ投入ホッパを常時監視する事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
33	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 6	第2章	第12節	4-2	(3)	ア	(ア)		オペレータコンソール 1 台あたりの C P U 数量	近年は、各DCSメーカとも、一般のFAパソコンを複数台設置する並列冗長方式を採用しており、パソコン1台あたりのCPU数量は1台とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
34	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 7	第2章	第12節	4-3	(1)	ア、ウ	(ア)		ごみクレーン 遠隔操作装置 (中央制御室 監視制御卓)	ごみクレーン自動制御装置として事業者社製のシステムの使用を計画しており、一般のFAパソコンを使用するためCPUの数量は1台とし、キーボードは汎用のJISキーボードとさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
35	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 7	第2章	第12節	4-4	(3)	ア			プロセス コントロール ステーション	“（ア）炉用PCS （イ）共通設備用PCS （ウ）受変電・発電用PCS” とありますが、能力的に問題無いため受変電・発電用PCSと 共通設備用PCSを統合して1つのステーションとしてよろしい でしょうか。	ご提案に委ねます。
36	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 4	第2章	第13節	13					機器搬出設備	“機器搬出装置：更新”とありますが揚重設備(ホイスト・ チェンブロック等)については更新としますが、既設の ホイストレール・吊フック材等については、調査の上、更 新、改修、補修、撤去・新設のいずれかの対応としてよろし いでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書 設計・建設業務編	3. 1. 2	第3章	第1節	1	(3)	エ	(ア)		仮設事務所	“監督員5人、施工監理4人”とありますが、監督員用事 務所として1部屋を設置するものと考えてよろしいでしょ うか。 什器は業務用デスク、本棚など一般的なものと考えてよろ しいでしょうか。	監督員(本市職員)の控室と、施工監理員(民間業者)の控室 は、別々として下さい。什器は一般的なもので構いません が、必要な物、必要な数等の詳細については、実施設計時に 協議するものとします。
38	要求水準書 設計・建設業務編	3. 1. 3	第3章	第1節	3	(2)				土木工事	“本整備事業においては、土木工事は発生しない想定であ る”とありますが、余熱利用設備等の埋設配管の更新があり ます。 ご指示いただいていない地中障害物が発見された場合は対 応について協議させていただくものと考えてよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書 設計・建設業務編	3. 1. 3	第3章	第1節	3	(3)				植栽工事	“仮設工事に伴って植栽に係る作業を行った場合には、現 状復旧を行うこと。”とありますが、既存植栽の移植は困難 なため、同種の苗木若しくは類似する樹木の苗木で現状復旧 するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書 設計・建設業務編	3, 2, 4	第3章	第2節	2	1)-1	(2)			建築物劣化度診断 調査結果による 必要な対策	事業者による補完的な追加調査の結果、要求水準にご指示 が無い対策が必要・追加となった場合、更新・改修・補修費 用は、協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 6	第3章	第2節	2	1)-1	(4)			機器搬出入のための 開口部復旧	“新規機械設備等の搬入完了後には、（中略）開口部をも との状態に復旧すること”とありますが、ECP型枠利用のRC 壁部はもとの状態への復旧が困難です。この様な場合には、 構造に影響がない前提で協議させていただけると考えてよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 7	第3章	第2節	2	1)-1	(7)	キ	(イ)	工場棟外壁及び 屋根の補修 押出成形 セメント板部	“補修方法方針に沿い、必要箇所について補修を行うこ と。”とあり、“下地調整の上塗替え フッ素樹脂塗装”と なっていますが、既存は工場塗装品であり、現地再塗装では 色・艶等のイメージが変わりますことをご承知おきくださ い。	要求水準書のとおりとします。（内容については承知しま した。）
43	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 8	第3章	第2節	2	1)-1	(10)			その他必要な工事	“その他必要な工事について、本市の指示に従うこと”と ありますが、必要な工事とはどのような工事を想定されてい るかご教示願います。	現時点で想定している具体的な工事はありませんが、リ ニューアル整備の進捗に伴って副次的に必要な工事が発生 する可能性を踏まえて記載しております。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
44	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 15	第3章	第2節	3	(3)	イ	(ウ)		外壁 吸音パネル	“蒸気復水器置場、溶融炉冷却塔置場、機器冷却水冷却塔置場に面する外壁の吸音パネルは全面更新すること”とありますが、灰溶融炉撤去により溶融炉冷却塔などの騒音源がなくなる場合、吸音パネルは撤去のみと考えてよろしいでしょうか。 また、更新が必要である場合、現状の吸音パネルとは異なる仕様での事業者提案としてもよろしいでしょうか。	騒音源が無くなるエリアの吸音パネルは撤去のみで可とします。吸音パネルを更新するエリアについては、更新する吸音パネルの仕様は、既存と同等以上とし、詳細は実施設計時に確認することとします。
45	要求水準書 設計・建設業務編	3. 4. 1	第3章	第4節	3	(1)				給排水衛生設備工事	実施方針等に関する意見書として『本設備は原則として、既存設備の機器については更新し、その他に付帯する配管や配線は既存設備を改修するものとする』と記載があります。埋設配管を全更新する場合の面積を算出すると、面積3,000㎡を超えと思慮されます。また、余熱利用配管・電源供給ケーブルの更新と、工事用重機のための地盤改良面積を考慮すると、給排水・ガス、電気関係、屋外照明の埋設配管は更新することができません。『屋外配管の更新となると土地の形質変更面積にも影響するため、更新できる範囲が限られております。』とご説明しましたところ、貴市より『形質変更面積が届出要件面積を超える場合には届出を行います。』との回答を受けました。 形質変更届に係る調査及び対策費用については、協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書 設計・建設業務編	3. 4. 2	第3章	第4節	3	(1)				給排水衛生設備工事	既設の和式便器については、洋式便器に改修する必要があるかどうか、ご教示願います。	和式便器は洋式便器に改修とします。
47	要求水準書 設計・建設業務編	3. 5. 3	第3章	第5節	2	(7)	イ			避雷設備 仕様	“JIS A 4201避雷針基準によること”とありますが、避雷設備も既存設備に合わせて保護角60度以下での対応と考えてよろしいでしょうか。	JIS A 4201では、受電部の配置について「回転球体法」「保護角法」「メッシュ法」の3つが示されていますが、今回の質問は「保護角法」に限定する質問と思慮します。「保護角法」を採用する場合、ご質問の内容についてはお見込みのとおりです。 なお、要求水準書に記載のとおり、その他の手法を採用することも可とします。
48	要求水準書 設計・建設業務編	3. 5. 3	第3章	第5節	2	(10)	ア			EV車用充電設備工事	“本設備は、災害時に各避難所へ電気自動車により電気を運ぶ目的があることから、高潮等の発災時にも運転できるようにすること”とありますが、発災後（高潮が引いた後）の供用再開と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 2	第4章	第1節	1	(3)				備品類の撤去	“添付資料21に示す市の登録備品類（什器、計測器、分析器具、工具、保護具等）について、撤去処分を行うこと”とありますが、添付資料21に示す登録備品類と、再使用可能な残置品「要求水準書 運営・維持管理業務編」の「添付資料3 管理部門居室用什器備品 再利用品一覧表」以外については、貴市にて処分いただけると考えてよろしいでしょうか。	「（3）備品類の撤去」については、お見込みのとおりです。なお、質問箇所と同ページの「（4）その他」に記載している、備品登録されていない機器部品・鋼材・鋼管・工具・ラック・机等の処分は、事業者にて実施して下さい。
50	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 4	第4章	第2節	2	(2)				アスベスト含有資材	“アスベスト含有資材は、工場棟外壁の押出し成形セメント板部（商品名アスロックN）や、煙突外筒の下地調整モルタル（商品名NSゼロヨン）に使用されている可能性がある（添付資料15を参照。）”とありますが、それ以外の部位にてアスベスト含有資材が発見された場合は協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
51	要求水準書 設計・建設業務編	4.2.5	第4章	第2節	3					安全衛生管理、教育	“ダイオキシン類汚染部に該当する部分の解体作業管理区域内での作業に従事する作業者については、工事前に作業者名簿を作成し、血液のサンプリングを行うこと。”とありますが、除染作業から解体作業に従事する作業者全員ではなく、選抜された人員を対象に行うものと考えてよろしいでしょうか。	工事請負事業者の労働健康管理責務の一環として必要な作業者に対して血液サンプリングを実施してください。(除染工事に従事する人が対象で、除染完了後の解体工事のみに従事する人は対象外です。)
52	要求水準書 設計・建設業務編	4.2.5	第4章	第2節	4	(1)	ア	(キ)		解体工事内容	ダイオキシン類の作業区域から外部への排気についての記載がありますが、記載各フィルターを有しない負圧集塵機でも管理基準0.6pg-TEQ/m3以下に出来れば使用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし溶断を伴う場合は、作業区域から外部への排気をHEPAフィルター及びチャコールフィルターにより適切に処理してください。
53	要求水準書 設計・建設業務編	添付資料 11、14								添付資料	要求水準書設計・建設業務編の添付資料11と添付資料14は類似資料と思慮しますが、それぞれの資料の違いをご教示願います。	添付資料11は、現在の施設運営維持管理者からヒアリングした調査結果です。添付資料14は、そのヒアリング調査とは別に、建築設計事務所に調査委託を発注した際の報告資料です。
54	要求水準書 設計・建設業務編	—								—	生活環境影響調査は実施していますでしょうか。 実施している場合、調査結果を情報提供いただくことは可能でしょうか。	令和7年度末までに調査結果をまとまる予定で現在進めています。事業契約の締結後にはなりますが、調査結果がまとも次第、情報提供します。
55	要求水準書 運営・維持管理業務編	7	4	(2)	①					処理対象物の受入れ	受入時間について、12:00～13:00も受け入れを実施する必要があるかご教示願います。	お見込みのとおりです(12～13時も受入れを実施します。))。
56	要求水準書 運営・維持管理業務編	8	4	(2)	⑤					維持管理業務	“定期修繕期間中においても、6日間程度はごみの受入れが行えるように修繕計画を検討すること。”とありますが、定期修繕期間中の受入れを実施する場合の頻度(毎年なのか、隔年なのか)について、ご教示願います。	毎年とします。
57	要求水準書 運営・維持管理業務編	11	4	(2)	⑩					元指定廃棄物	要求水準書設計・建設業務編 1.12.7頁 7元指定廃棄物の取扱いについて の、(3)測定業務の実施 と同じく、測定業務が必要か、ご教示願います。	運営・維持管理業務期間中(令和13年4月以降)は本市で測定を行います。設計・建設業務期間中(令和8年4月1日～令和13年3月31日)のみ、民間事業者において測定を実施してください。
58	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	7	(6)						電話	貴市にて使用される電話回線数をご教示願います。	回線数は3つとします。 なお、詳細については実施設計時に協議するものとします。
59	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	8	(2)	⑤					発電、電力 及び熱供給設備	“隣接するアクアリンクちばへの電力供給について、維持管理の範囲は、電気室の遮断器の一次側断路器ケーブルヘッドまでとする。”とありますが、この電気室はアクアリンクちば内にある電気室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書 運営・維持管理業務編	37	12							法定点検	“受配電設備：毎年”とありますが、受電設備は関係法令に従い4年ごとの実施と考えてよろしいでしょうか。	検査内容・体制・頻度については、電気事業法第55条並びに同施行規則第94条及び第94条の2に基づき実施して下さい。 また、電気工作物に関する維持又は運用に関しては、電気事業法第42条及び同施行規則第50条で定める保安規定に則った運用として下さい。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
61	落札者決定基準書	4	表-1	2	イ					エネルギー回収率 (22.0%以上) 及び発電量	評価の視点に「発電出力の効率化について、運営期間中のごみ量・ごみ質の変化・変動を見据えた、具体的かつ優れた提案がなされているか。」と記載されていますが、20年間の発電効率を算出する必要があるということでしょうか。	運営期間を通じて、ごみ量は減少が進み、ごみ質は新たな資源化施策等により変化することも想定されます。そのような変化・変動に対しても、できる限り高効率のエネルギー回収率を確保することが望まれることから、これに対する具体的な方策等が提案されれば評価したいという趣旨です。必ずしも20年間の発電効率を数値で示すことを求めるものではありません。
62	提出資料の作成要領	5	ウ	①						製本要領 正本	様式6-1から様式8-13の順番で1冊に調製し、とありますが、様式6、様式7、様式8は各々別冊での提出としてよろしいでしょうか。	可とします。
63	提出資料の作成要領	5	ウ	①						製本要領 正本	“別紙2に示す方法による簡易製本にて作成すること。”とありますが、簡易製本はキングファイル形式でよろしいでしょうか。	可とします。
64	様式集 (Word)	様式8-3								最終処分排出量	最終処分排出量を提示することとなっていますが、その前提条件として、処理するごみの量は、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に示されている、令和13年度の計画ごみ処理量として良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式集を訂正し、前提条件を明記するようにします。
65	様式集 (Word)	様式8-3								最終処分排出量	最終処分排出量を提示することとなっていますが、その前提条件として、各炉稼働計画は、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に示されている、令和13年度各炉稼働計画(例)として良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式集を訂正し、前提条件を明記するようにします。
66	様式集 (Word)	様式8-4								エネルギー回収率 (22.0%以上) 及び発電量	「A3版1ページ以内で作成した年間運転計画(1号炉～3号炉の各焼却炉別稼働計画)を本様式の次ページに添付すること。」と記載されていますが、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に令和13年度各炉稼働計画(例)が示されていますので、この条件でエネルギー回収率を算出することとし、年間運転計画は提出しないこととしても良いでしょうか。	可とします。 なお様式集を訂正して、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に示している「令和13年度各炉稼働計画(例)」を条件としてエネルギー回収率を算出するように記載し、年間運転計画の提出については削除します。
67	様式集 (Word)	様式8-5								二酸化炭素排出量	「運営期間中の年間の二酸化炭素排出量算出根拠を説明すること。」と記載されていますが、運営期間20年間の総排出量を提示するというのでしょうか。	令和13年度における年間の二酸化炭素排出量算出根拠を説明するようにして下さい。また、その算出条件としては、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に示している「令和13年度の計画ごみ処理量」や「令和13年度各炉稼働計画(例)」として下さい。 これらのことが正しく伝わるように、様式集を訂正します。
68	様式集 (Word)	様式8-5								二酸化炭素排出量	「工事施工に由来する二酸化炭素排出量の算出根拠を説明すること。」と記載されていますが、工事施工に由来する二酸化炭素排出量削減の方策だけではなく、排出量を示す必要があるということでしょうか。	工事施工に由来する二酸化炭素排出量削減の方策について、提案して下さい。 このことが正しく伝わるように、様式集を訂正します。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
69	様式集 (Word)	様式8-11								様式8-11	評価のポイントの“既存建築物を再利用するリニューアル整備の特性を踏まえた安全管理計画及び環境保全管理計画”とありますが、「環境保全管理計画」は「安全管理計画」と考えてよろしいでしょうか。	様式8-11にあるとおり、工事期間中における周辺環境への影響（騒音・振動・粉じん）に対して、適切に配慮され、かつ実行可能性のある優れた提案がなされているかを評価するものです。
70	様式集 (Word)	補足資料								(様式8-4)の作成について	(2) 提案資料作成の流れ において、ア 年間運転計画の作成 の記載がありますが、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に令和13年度各炉稼働計画(例)が示されていますので、この条件でエネルギー回収率を算出することとし、年間運転計画は提出しないこととしても良いでしょうか。	No. 66の回答を参照してください。
71	様式集 (Word)	補足資料								(様式8-4)の作成について	(1) 場外余熱施設への電力及び熱の供給について の最終行に「エネルギー回収率22.0%以上については、熱(蒸気)供給を含まずに達成する必要があります。」と記載されていますが、(2) 提案資料作成の流れ のエ エネルギー回収率の計算 で示された[参考]表では、施設内有効熱量(MJ/h)の記入欄があります。施設内での給湯等による熱利用量は提案によって増えるものではないですし、熱利用分を考慮せずにエネルギー回収率22.0%以上を満たすことが記載されていますので、この記入欄は削除しても良いのではないのでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式集を訂正し、「施設内有効熱量(MJ/h)」の記入欄を削除します。
72	様式集 (Word)	補足資料								(様式8-5)の作成について	(3) 提案資料作成の流れ ア 都市ガス使用量の算出 において、様式(8-4)で作成した「計画ごみ処理量に対する年間運転計画」より、年間の立ち上げ・立ち下げ回数を明らかにし… と記載されていますが、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に令和13年度各炉稼働計画(例)が示されていますので、この条件で立ち上げ・立ち下げ回数を設定してはだめでしょうか。	可とします。 なお様式集を訂正して、要求水準書_運営維持管理業務編の添付資料8に示している「令和13年度各炉稼働計画(例)」を条件として、炉の立ち上げ・立ち下げ回数を設定し、二酸化炭素排出量を算出するように記載します。
73	基本協定書(案)	2	第4条	第1項						賠償額の予定	建設期間中のみ対応する協力企業がその後の運営期間(20年間)もの間、直接関係ない運営事業会社と基本協定書第3条第4項に記載されるリスクを連帯保証で負うことは現実的に難しいと考えます。建設期間中のみ対応する協力企業の連帯責任は当該企業が事業に関わっている建設期間中のみ適用するものと考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
74	基本契約書(案)	2	第7条							異常事態に関する責任	運営事業者による業務の履行について、建設事業者に、本件施設の改善、平常運転への復帰、緊急代替処理等の業務の履行について連帯責任が課せられています。緩和することを検討願えないでしょうか。	原案のとおりとします。
75	基本契約書(案)	7	別紙2	第1条						保証書	“保証人は、(中略)運営事業者と連帯して保証する(以下「保証書」という。)”とありますが、保証範囲を代表企業が実施する業務のみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
76	基本契約書(案)	7	別紙2							保証書	保証上限額の記載がありません。保証上限額を規定頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。(保証上限額は設けません。)

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
77	基本契約書（案）	7	別紙2							保証書	本保証による代表企業の保証期間は、代表企業が出資する運営事業者の運営期間と考えてよろしいでしょうか。	保証期間は、運営期間（令和13年4月1日から令和33年3月31日まで）に加え、準備期間（運営業務委託契約締結日から令和13年3月31日まで）も含むものとします。
78	建設工事請負契約書（案）	3	第3条	第1項						工程表及び請負代金内訳書	“受注者は、本請負契約締結後14日以内に事業提案書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成し、”とありますが、この内訳書は、提案書の様式7-1-1と同程度の内容（中科目程度）の内訳書と考えてよろしいでしょうか。	様式7-1-1を基にしていいただいても構いませんが、工事請負契約書第3条第2項に記載されている法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）を明示するようにして下さい。
79	建設工事請負契約書（案）	21	第40条							債務負担行為に係る契約の特則	各年度の支払限度額は、事業者の提案金額（様式7-1-1各年度の額）に基づき設定されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	建設工事請負契約書（案）	34	第3条	第5項						実施設計の手順	“発注者は、承諾した実施設計図書について、本件工事の工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。”とありますが、その場合の追加費用は発注者側のご負担と考えてよろしいでしょうか。	第5項の場合の費用負担についても、第3項のとおりとします。
81	建設工事請負契約書（案）	35	第5条	第5項						特許権等の実施権及び使用権等	“成果物及び工事目的物について、（中略）発注者の裁量により利用する権利及び権限を有する”、とありますが、このうち成果物の利用について、工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で行われると考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
82	建設工事請負契約書（案）	36	第6条	第3項						著作権の利用等	成果物には当社が一般に開示していない技術情報等も含まれることがあるため、実際に公表、開示又は譲渡等をするような場合には、事前に協議させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	運営業務委託契約書（案）	10	第17条	第3項						運営・維持管理業務の開始の遅延	発注者の責に帰すべき事由によって運営開始日の変更され受注者に増加費用及び損害が生じた場合は発注者がこれらを負担すると考えてよろしいでしょうか。	同契約書第71条に記載のとおり、本委託契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めることとします。
84	運営業務委託契約書（案）	11	第21条	第3項						排出禁止物及び処理不適物の取扱い	“受注者において当該排出禁止物又は処理不適物を発見することが不可能であったこと”とありますが、これは、受注者における通常の業務において発見することが困難である場合を指しているものと考えてよろしいでしょうか。	同契約書第5条（善管注意義務）について遵守して下さい。 また、廃棄物の受入れ及び処理不適物排除の方法については、要求水準書_運営維持管理業務編「添付資料2 事業実施計画書の内容」において、運営マニュアルで定めることとなっていますので、ここで具体的な方法について発注者の承諾を得る必要があります。

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
85	運営業務委託契約書 (案)	14	第32条	第2項						モニタリング基準	第34条第4項但書及び第35条第1項但書と同様に、不可抗力による場合や受注者の責に帰さない事由による場合においてはこの限りに無いと考えてよろしいでしょうか。	費用負担については、お見込みのとおりです。 なお、不可抗力であることや、受注者の責に帰さない事由であることについては、受注者が明らかにする必要があります。
86	運営業務委託契約書 (案)	15	第34条	第5項						臨機の処措置	“建設工事請負契約に規定する本件施設の契約不適合によると認められる場合”とありますが、当該契約不適合が発注者の責に帰すべき事由による場合は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	No. 83の回答を参照してください。
87	運営業務委託契約書 (案)	15	第35条	第2項						費用負担及び運転停止 に対する固定費減額	“本件施設が建設工事請負契約に定める契約不適合に該当することにより異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合”とありますが、当該契約不適合が発注者の責に帰すべき事由による場合は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	No. 83の回答を参照してください。
88	運営業務委託契約書 (案)	18	第46条	第2項						発注者及び第三者 の損害	本項における協議及び負担割合は、当該損害に関する帰責事由を基礎として決定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	運営業務委託契約書 (案)	20	第50条	第2項						損害賠償等	発注者及び受注者の双方の責めに帰さない場合は、第46条第2項の定めによって負担割合を決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の場合、発注者・受注者双方に第三者損害賠償義務は生じません。
90	運営業務委託契約書 (案)	21、22	第53条	第1項 第4項	第1号					違約金	第52条第4項の規定により本委託契約が解除された場合の違約金については、本契約の受注者に帰責する事由によって第52条第4項が適用される場合にのみ適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※回答以外に関しては、受領した質問書から転記していますが、明らかな誤記については赤字見え消しで訂正しています。